

2026年度日本学生支援機構在学採用（春）の申請について

I. 制度・申請要件の確認

日本学生支援機構のホームページで必ず「【在学採用】奨学金を希望する皆さんへ」を視聴のうえ、「奨学金案内ダイジェスト」（大学）（以下、「ダイジェスト」）及びこの書類を熟読して、申請してください。



【JASSO 奨学金制度動画】



【奨学金案内掲載場所】

II. 高等教育の修学支援新制度（多子世帯における授業料無償化含む）の留意事項

高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）は以下の2つの支援で構成されます。

- ・ 給付奨学金（返還が不要な奨学金）
- ・ 授業料減免（授業料と入学金の免除又は減額）※「多子世帯における授業料無償化」はこれに該当します。

※本学では新制度による支援を希望する場合、日本学生支援機構の給付奨学金に申請する必要があります。

【参考】高等教育の修学支援新制度による支援額

多子以外			多子世帯		
支援区分	給付奨学金支給額 (自宅外通学の場合※別途申請が必要)	授業料減免額	支援区分	給付奨学金支給額 (自宅外)	授業料減免額
第Ⅰ区分	29,200 円 (66,700 円)	満額	第Ⅰ区分	29,200 円 (66,700 円)	満額
第Ⅱ区分	19,500 円 (44,500 円)	2/3	第Ⅱ区分	19,500 円 (44,500 円)	満額
第Ⅲ区分	9,800 円 (22,300 円)	1/3	第Ⅲ区分	9,800 円 (22,300 円)	満額
			第Ⅳ区分	7,300 円 (16,700 円)	満額
			多子世帯	0 円	満額

(1) 家計基準（多子世帯の要件を含む）〔2026年度在学採用（春）〕

2024年12月31日時点で生計維持者が所得税法上扶養する子供等の数が、申請者を含み3人以上となる世帯が対象になります。「扶養する子等」については生計維持者の実子・養子等です。

なお、以下の条件で扶養の人数が変動した場合は別途申告をすることで多子世帯として認定されることがあります。該当する場合は窓口までご相談ください。

（例）2025年1月1日から2026年3月31日までに生計維持者の実子、里子、特別養子により扶養する子の数が増加した

(2) 給付奨学金（多子世帯の授業料減免を含む）と第一種奨学金の併給調整について

給付奨学金（多子世帯の授業料減免を含む）に採用された人が第一種奨学金（無利子の貸与型奨学金）を受給する場合、併給調整が適用され、第一種奨学金が減額となりますので生活費等で毎月の奨学金を必要とする場合は第二種奨学金の併用を検討してください。

【参考】給付奨学金（多子世帯を含む）と第一種奨学金を同時に受給する場合の第一種奨学金の支給額

①給付奨学金の区分 「多子世帯」以外	支給額自宅（円）	自宅外	②給付奨学金の区分 「多子世帯」を含む	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0	0	多子世帯	300	6300
第Ⅱ区分	0	0	第Ⅰ区分（多子世帯）	0	0
第Ⅲ区分	20300 (25000)	13800	第Ⅱ区分（多子世帯）	0	0
第Ⅳ区分	0	0	第Ⅲ区分（多子世帯）	0	0
			第Ⅳ区分（多子世帯）	0	0
【参考】貸与のみ	最大 45000	最大 51000	【参考】貸与のみ	最大 45000	最大 51000

（裏面）Ⅲ.申請の手順へ続く

Ⅲ.申請の手順

申請の手順は以下の通りです。QR コードより、以下の申請手続き案内動画も確認するようにしてください。



ステップ1：申請書類の受け取り 【給付のみ・給付貸与併願者向け】【貸与のみ希望者向け】
窓口（センター1号館2階経済支援係）にて奨学金の申請に必要な書類（以下、申請書類）を受け取る。

ステップ2：スカラネットによる申請内容入力→入力期限 4月6日（月）～4月30日（木）

「ダイジェスト」を熟読し本紙3ページ目の参考①「申込資格チェックシート」で申請要件を満たしているか確認し、スカラネットにて入力・申請を行う。

ログインなどについては「日本学生支援機構スカラネット入力について」を参照。

ステップ3：マイナンバー等の提出→入力期限 4月6日（月）～4月30日（木）

スカラネットによる申請後、スカラネット内にあるマイナンバー提出用サイトからマイナンバー等関係書類を日本学生支援機構に申請する。

※スカラネットによる入力、送信手続きが完了していない場合には、マイナンバー提出用サイトに入ることができませんので、ご注意ください。

ステップ4：「奨学金確認書兼地方税同意書」の送付

入力後1週間以内～最終期限5月1日（金）〔学生→JASSO 郵送必着〕

ステップ3完了後、1週間以内に「奨学金確認書兼地方税同意書」を日本学生支援機構に直接送付する。

「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットに封入されている「【重要】奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法」を熟読の上、専用封筒にて送付してください。

※送付をしないと奨学金の審査が行われず、不採用となりますのでご注意ください。

ステップ5：大学に必要書類を提出する→提出期限 4月24日（金）〔学生→大学〕

該当者は次の①～⑥の証明書類を大学窓口（センター1号館2階経済支援係）に提出する。

②～⑥については該当者のみ提出が必要です。なお④～⑥については該当する旨を事前に大学窓口まで相談してください。

①学修計画書（学部2年生以上）→以下のURLに様式を保存しておりますのでダウンロードの上、作成・提出してください。印刷して担当窓口へ提出するか以下のアップロード先にデータをアップロードしてください。

※学部1年生については5月上旬に提出が必要となった学生に別途連絡いたします。



【様式保存先】

https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/9N5xgodP28xJlcaqJUHG8jUWo28RLdRewlsaPoh_ITQi

【ファイル提出先】→ファイル名は「学籍番号_氏名_日本学生支援機構学修計画書」としてください。

https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/9NZpgiqPnBxvXZF6_PkYkRkqlkUDIKzI9VEB272OuLlG

②在留資格及び在留期間が明記されている証明書（学生本人が外国籍の場合のみ）

③施設等在籍証明書、児童（里親）委託証明書等（18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていた場合）

④マイナンバーを提出できない申込者本人及び生計維持者の「課税証明書」（申込者本人及び生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合）

※この場合の「提出できない」とは「スカラネット上で個人番号を入力できない」ことを指します。

⑤生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」生計維持者が海外に居住し、2025年度（2024年1月1日～12月31日）住民税が課税されていない（2025年1月1日時点で国内に居住していない）場合

⑥「進学前離職の特例措置に係る申告書」進学前離職の特例措置を希望する場合（給付のみ）

IV.申請完了後

・申請内容を大学で確認した後、日本学生支援機構へ推薦します。不備などがある場合は、事務担当者や日本学生支援機構より、内容の確認や追加書類の提出依頼を全学基本メールや電話にて連絡することがあります。不備が解消されないと、手続きが進みませんので速やかに対応してください。

・選考状況については申請時に登録したスカラネットにて確認することができますので、申請時に登録した ID とパスワードは必ず保管してください。

※日本学生支援機構からの照会は以下の方法で行われます。対応漏れが無いよう注意してください。

郵送の場合：「奨学金確認書兼地方税同意書」に記入した現住所に返送されます。

電話の場合：マイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320） から架電があります。

V.採用後の注意事項

・申請内容に不備が無い場合は奨学金の振込は6月11日（木）（4～6月分）の予定です。初回振込以降に「奨学生証」（給付・貸与共通）や「返還誓約書」（貸与のみ）を配布しますので、学生ポータルで連絡があったら速やかに取りに来てください。なお、授業料免除のみの採用となった場合は、奨学金の振込はありません。

・学籍の異動（休学・退学）等がありましたら、奨学金の休止等の手続きが必要です。事前に窓口へ申し出てください。

・奨学金は毎年継続手続きが必要です。給付奨学金は「在籍報告（給付のみ、4月実施）」貸与奨学金は「継続願」（12月～翌2月）を提出

・適格認定（学業）により、年度末の学業成績が基準に満たない場合は、廃止（打切り）や警告となります。廃止となると再度の申請はできなくなります。

【参考①：給付奨学金（多子世帯向け授業料無償化を含む）申込資格チェックシート】

このチェックシートは高等教育の修学支援新制度への申込資格を確認するものです。

この他採用にあたって選考基準がありますので、全てにチェックがついても必ず採用されるとは限りませんのでご了承ください。

（1）大学への入学時期に関する要件

高校を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から本学へ入学した日までの期間が2年を超えていない

（例）2023年3月に高校を卒業→2025年度末までに入学した人（2026年4月に入学した人から対象外）

高等学校卒業程度認定試験の合格者で、給付奨学金の「大学への入学時期等に関する資格」に該当する

外国の学校教育における12年の課程を修了した者等で給付奨学金の「大学への入学時期等に関する資格」に該当する

（2）過去の利用状況

給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）を過去に利用していない

（3）国籍について

日本国籍である

外国籍で在留資格が特別永住者・永住者・日本人の配偶者・永住者の配偶者・定住者・家族滞在である（証明書類必要）

（4）修業年限について

休学期間を除き、修業年限以内に卒業が可能である

（裏面）別紙②へ続く

【参考②：給付奨学金（多子世帯向け授業料無償化を含む）の申込みから在学中の手続き】
奨学生に一度採用されると、毎年行われる家計・学業の審査において基準を満たしている限り
修業年限期間中は支援が継続されます。

時期	手続き		学生確認 /手続き手段
4月上旬	①給付奨学金申請期間 (書類提出期間)	出願要件確認、スカラネット申請、紙書類 の提出。 ※申請者は、7月下旬の授業料(入学料) 免除結果通知まで、納入が猶予され、5月 下旬の授業料引落しはされません。	JASSO スカ ラネット
6月以降	②給付奨学生証の配付	給付奨学金に採用された場合は、奨学生 証が発行されるので窓口で受取。	大学学生ポ ータル
7月下旬	③前期授業料免除(入学 料免除)結果通知	前期授業料(入学料)免除の結果通知予 定。 ※学部1年生でやむを得ず入学料を納入 していた場合(入学料免除事前申請を行 っていなかった場合)は原則として結果 通知後に、免除相当額を返金します。詳細 の手続きについては全学基本メールにて 案内予定です。	大学学生ポ ータル
10月 (毎年繰返し)	給付奨学金(適格認定・家 計)	JASSOによる審査 →審査の結果、支援なしとなった方は 11月に後期授業料が引き落とされます	
12月下旬~1月中 旬 (毎年繰返し)	後期授業料免除結果通知	適格認定・家計において、引き続き給付奨 学生に認定された場合は、後期授業料の 免除の結果通知予定。	大学学生ポ ータル
3月(毎年繰返し)	給付奨学金(適格認定・学 業)	大学及びJASSOによる審査 →審査の結果、支援なしとなった方は5 月に前期授業料が引き落とされます	
翌年度以降 4月(毎年繰返し)	給付奨学金(在籍報告)	学生本人によるスカラネット・パーソ ナルでの入力が必要	JASSO スカ ラネット・ パーソナル (採用者向 け)
翌年度以降 7月下旬(毎年繰 返し)	前期授業料免除結果通知	適格認定・学業において、引き続き給付奨 学金に認定され、在籍報告を提出した場 合は、前期授業料免除の通知予定。	大学学生ポ ータル

問合せ先 〒819-0395 福岡市西区元岡7 4 4
九州大学学務部学生支援課経済支援係
Email: gagshogaku@jimu.kyushu-u.ac.jp
TEL (092) 802-5932・5933